



岩手労働局登録教習機関

令和 8 年 公 示 第 4 号

登録教習機関の登録の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第14条、第61条第1項又は第75条第3項に規定する「都道府県労働局長が登録した者」として登録したので、労働安全衛生法第112条の2第2項第1号及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令(昭和47年労働省令第44号)第25条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

登録教習機関の名称	日本建機教習所 株式会社
登録教習機関の住所	和歌山県橋本市東家6丁目5番22号
代表者職氏名	代表取締役 杉本 賢哉
技能講習の業務を行う事務所の名称及び所在地	日本建機教習所 株式会社 和歌山県橋本市東家6丁目5番22号
行うことができる技能講習	フォークリフト運転技能講習
登録年月日	令和8年5月22日
登録の有効期間の満了日	令和13年5月21日
登録番号	137-4

令和8年5月22日

岩手労働局長

